

答 申 の 概 要

|               |  |       |            |
|---------------|--|-------|------------|
| 件 名           | 静岡県後期高齢者医療審査会会議録に係る部分開示決定に対する異議申立て（諮問第17号）   |       |            |
| 本件対象個人情報      | 平成23年度第2回静岡県後期高齢者医療審査会会議録  |       |            |
| 主な非開示理由       | 条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）及び同条第6号（審議、検討又は協議に関する情報）  |       |            |
| 実施機関          | 静岡県知事  |       |            |
| 諮問庁           | 静岡県知事  |       |            |
| 諮問年月日         | 平成24年8月8日  | 答申年月日 | 平成25年3月27日 |
| 主な論点          | <p>1 本件保有個人情報に含まれる他の審査請求人の情報は、開示請求者以外の個人情報に該当するか。（条例第17条第3号該当性）</p> <p>2 本件保有個人情報を開示することにより、自由かつ率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるか。（条例第17条第6号該当性）</p>   |       |            |
| <b>審査会の結論</b> | 実施機関が非開示とした部分のうち、その一部は開示すべきである。  |       |            |
| <b>審査会の判断</b> | <p>1 条例第17条第3号該当性</p> <p>(1) 条例第17条第3号の趣旨</p> <p>条例第17条第3号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報は非開示とすることを定めたものである。</p> <p>(2) 条例第17条第3号該当性の検討</p> <p>(1)で述べた情報であっても条例第17条第3号ただし書（以下「3号ただし書」という。）のいずれかに該当する場合には、開示となる。</p> <p>異議申立人は、同じ団体に属する者が、同じ理由で同じ請求をしていること、静岡県後期高齢者医療審査会（以下「後期審査会」という。）の意見陳述において、意見陳述人の同意を得て他の意見陳述人の同席を認めた事例があることから、他の意見陳述人の氏名や陳述内容を明らかにしても問題ない旨の主張をしている。しかしながら、これらは、個別的な事情にとどまるものであり、3号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。</p> <p>(3) 具体的なあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立人以外の審査請求人の氏名は、特定の個人を識別することができ、3号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。</li> <li>事務局が説明した各事案ごとの審査請求書、弁明書及び反論書に記載されている理由からは、特定の個人を識別することはできない。しかしながら、何に対して不服があり、その理由が何であるかは、個人の思想、信条等に関する情報であって、個人の人格と密接に関わるものであることから、開示した場合、異議申立人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあり、3号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。</li> <li>住所については、市町名（政令市は区名）までであれば、特定の個人を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、開示すべきである。</li> <li>異議申立人以外の意見陳述の内容から、特定の個人を識別することはできないが、何に対して不服があり、その理由が何であるかは、個人の思想、信条等に関する情報であり、個人の人格と密接に関わるものであることから、陳述の内容を開示した場合、異議申立人以外の個人の権利利益を侵害するおそれ</li> </ul> |       |            |

があり、3号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。

・質疑応答後の裁決に当たっての議長の発言には、異議申立人以外の審査請求の裁決の結果に関する情報も含まれていることから、当該部分は、異議申立人の情報であるとともに、異議申立人以外の審査請求人の共有情報でもあると認められる。このような共有情報については、異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがない場合に開示すべきである。裁決書は、審査請求ごと作成され、それぞれ審査請求人へ書留郵便で送付されており、本人以外が知ることはできないものである。裁決の結果がどうであったかは、一般に知られたくない情報であり、開示した場合、異議申立人以外の審査請求人の権利利益を害するおそれがあり、3号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。

・審査案件をまとめて審査しており、裁決書(案)についても同様の状況であることから、当該部分は、異議申立人の情報であるとともに、異議申立人以外の審査請求人の共有情報でもあると認められる。裁決書は、書留郵便で送付されており、本人以外は、結果は無論、裁決書の内容を知ることはできず、審査請求人が、どのような処分を受け、何に不服があつて審査請求を行い、どのような裁決を受けたかが記載されており、そこに記載されている内容全体が、個人の思想、信条等の審査請求人の人格と密接に関わる情報であることから、開示した場合、異議申立人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあり、3号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。

・裁決書(案)の裁決に当たっての議長の発言には、異議申立人以外の審査請求の裁決書(案)に関する情報も含まれていることから、非開示とすべきである。

・会議録署名人の氏名については、既に本件文書の部分開示決定により開示されているところである。しかし、会議録署名人の自署は、それ自体が固有の形状であり、個人識別情報として意味を有するといふべきであり、また、公にした場合、自署の不正使用により個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、3号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすべきである。

## 2 条例第17条第6号該当性

### (1) 条例第17条第6号の趣旨

条例第17条第6号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれることのないようにする観点から定められたものである。県の機関等における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の県の機関等の内部情報の中には、開示することにより、次に掲げるおそれがあるものがあることから、これらの情報は非開示とすることを定めたものである。

① 外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

② 未成熟な情報であつて、開示されることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

③ 開示されることにより特定の者に不当に利益を与え又は不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの

このように、いずれの場合にも「不当に」と限定されていることから、具体的なあてはめに当たっては、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することによる利益を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合に限り非開示とすることが認められることとなる。

### (2) 条例第17条第6号該当性の検討

後期審査会は、不服申立てがなされた場合に、各委員の間でその識見と専門的知識に基づいて議論を尽くして、審査請求に理由があるか否かを審査し、裁決を行うものであり、中立の立場で公正な審査を行い、被保険者の簡易迅速な権利の救済及び後期高齢者医療制度の適正化を図ることを目的とした準司法的行政機関であるといえる。

後期審査会がこうした機能を果たすためには、各委員の公平、中立な職務の遂行が前提となることから、審議の過程においては、他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能とすることが極め

て重要となる。そして、審議内容が公にされることが予定されていると、委員に対し外部の利害関係者から働きかけが行われたり、委員個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれたり、審議の過程における自己の意見表明が利害関係者に影響を与えることを危惧するなどの心理的な影響から自由、闊達な意見の交換が阻害され、その結果、後期審査会の公平性、中立性が損なわれる事態が生じうことは否定できない。

また、後期審査会の審査及び裁決の手続は、不服申立てに係る手続及び決定であり、後期審査会は、政策提言等を主たる目的とした審議会等とはおのずから性格を異にしており、個々の事案ごとに各委員の意見を求められたものでもない。

このため、会議を非公開とすることには、合理性があると認められる。

しかし、実施機関の説明のとおり、会議の非公開が要請され、合理性があるとしても、そのことが会議録の非公開に直ちにつながるものではない。審議の経過を事後に開示することは説明責任の観点から重要であり、条例第1条の「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する」目的にも合致することにもなる。

条例第17条第6号該当性の判断に当たっては、(1)①でいう「自由かつ率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるかどうかを個別具体的に判断する必要がある。

### (3) 具体的なあてはめ

#### ①考え方

発言者及びその発言内容の双方を開示した場合、各委員が後期審査会においてどのような発言をしたかが明らかとなり、委員に対し外部の利害関係者から働きかけが行われたり、委員個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれたり、審議の過程における自己の意見表明が利害関係者に影響を与えることを危惧するなどの心理的な影響から自由、闊達な意見の交換が阻害され、その結果、後期審査会の公平性、中立性の確保に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、本件文書は、当日の審議内容が逐語的に記録されたものであることから、発言には言い間違いの類が含まれていたり、暗黙の了解事項については発言がないなど、文書からはうかがい知れない事情があるため、必ずしも実質的な審議内容が再現されているとは言い切れず、無用な誤解を与える可能性も否定はできない。

しかし、発言者の氏名を非開示とすることにより、個々の発言について発言者個人を特定することは一定程度困難になるものと認められる。

#### ②具体的なあてはめ

・制度の運用に関する委員と事務局との質疑応答、試験陳述後の陳述人と委員とのやりとり、議事進行に係る部分については、最終的な意思決定に対して、不正確な推論や誤解を招くおそれがあるとは認められず、これが開示されても、後期審査会の公平性、中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはまでは認められないため、開示すべきである。

・裁決前の委員の見解や委員の個人的な知識、経験に基づく発言については、当日の審議内容が逐語的に記録されたものであることから、発言には言い間違いの類が含まれていたり、暗黙の了解事項については発言がないなど、文書からはうかがい知れない事情があるため、これを開示した場合、最終的な意思決定に対して、不正確な推論や誤解を招く可能性は否定できず、後期審査会の裁決の公正さ、客観性に疑いを招くような受け止め方をされ、後期審査会の公平性、中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非開示とすべきである。

・裁決に当たって、何人の委員が賛成し、何人の委員が反対したかという賛否の状況を開示した場合、今後の後期審査会での裁決に当たり、委員に対し外部の利害関係者から働きかけが行われたり、委員個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することを危惧するなどの心理的な影響から意思決定の中立性が損なわれ、後期審査会の公平性、中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非開示とすべきである。